

令和8年度赤土等流出防止活動促進事業委託業務仕様書

1 委託業務名：令和8年度赤土等流出防止活動促進事業委託業務

2 委託期間：契約の日から令和9年3月10日（水）まで

3 委託業務概要

住民による自主的で継続的に実施される赤土等流出防止対策を推進するために、赤土等に係る環境教育を実施する。

(1) 共通事項

ア 関係機関との調整から実施まで全て受託者で行うこと。

イ アンケート調査等を行い、受講者の講座受講前後での意識変化を把握すること。

ウ 「赤土等流出防止営農対策促進事業」で活動支援を行っている「農業環境コーディネーター」や、学習効果を高めることができる機関等との連携を検討すること。

エ 可能な限り、動画での記録を行うこと。また、その記録を電子媒体（CD-ROM等）とし、成果物として提出すること。

(2) 個別事項

ア 出前講座の実施

以下(ア)で選定した市町村の小学校において赤土等流出問題に関する出前講座を実施すること。なお、実施市町村や小学校の選定にあたっては、県と協議の上決定すること。

(ア) 実施市町村：農業環境コーディネーターを配置している市町村や農業が盛んな市町村

(イ) 回数：12回以上

(ウ) 規模：20～40人程度/回

(エ) 対象者：地域の小学生（4～6年生）

(オ) その他：

a 実施にあたっては、原則として、令和2年度に赤土等流出防止活動促進事業で作成したツールを活用する。

b 準備から実施までの簡便な計画を策定すること。

c 講座内容は、回を重ねる毎にブラッシュアップしていくこと。

d 概要・開催日程について、学校関係者と調整すること。

イ 野外教室の実施

赤土等の問題について、大人と子供と一緒に野外で赤土等流出防止対策を体験しながら、野外教室を実施すること。

また、体験内容等は、受講後、受講者の自発的な赤土等流出防止対策の取り組みに結びつくようなものとする。

(ア) 場所：沖縄県内

(イ) 回数：2回以上

(ウ) 規模：1回50人程度

(エ) 対象：一般県民（大人と子供の両方が参加すること）

ウ 出前講座等で使用する子供向けパンフレットの印刷

(ア) 部数：720部

データについては、沖縄県環境部環境保全課(以下「環境保全課」)から提供する。

(3) 再委託の範囲

以下の業務については、再委託を可能とするが、業務を実施する10日前までに再委託申請書を県に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けるものとする。また、以下の業務以外で再委託の必要が生じた場合についても、同様の手続を行うこととする。

ア 出前講座及び野外教室における講師の補助

以下の業務については、「簡易な業務」として、県の承認によらず、第三者に委任し、または請け負わせることができるものとする。

(ア) 資料の収集・整理

(イ) 複写・印刷・製本

(ウ) 原稿・データの入力及び集計

4 成果物

成果物は下記のとおりとする。なお、成果物は全て県の所有とし、内容及び作成上知り得た事項について、県の承諾なく他に公表、貸与してはならない。

(1) 報告書Ⅰ(A4版)・・・1部

ア 長期の使用に耐えるように通常の装丁を行うこと。

イ 報告書をPDF等の電子データ形式により保存したCD-ROM等を1部提出する。なお、データ形式等については、担当職員と協議すること。

(2) 報告書Ⅱ(A4版)・・・3部

(1)の報告書を印刷し簡易に製本したものを3部作成する。

5 業務委託実績報告書等の提出

委託業務について、適宜、報告書を提出すること。

提出場所：環境保全課

- (1) 委託事業の実施状況の報告を求められたときには、依頼を受けた日から 10 日以内に提出すること。
- (2) 委託事業が完了したときには、事業完了後 10 日以内又は次の提出期限の早い方の日付までに、完了報告書を提出すること。

提出期限：令和 9 年 3 月 10 日（水）

6 著作権

- (1) 成果物に関する著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- (2) 本業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に帰属するものについては、受託者の費用を持って処理するものとする。

7 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、企画提案書で提案した事項についても、実施していくこと。
- (2) 業務遂行に当たっては、沖縄県と十分協議すること。

8 情報セキュリティの確保

受託者は本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県の指示に応じて適切に取り扱うこと。

9 その他

受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは、本仕様書に記載のない細部事項については、沖縄県と協議してその指示に従うこと。